

2025年6月

一般社団法人 板硝子協会

建材ガラス物流における納品条件適正化に向けたガイドライン

◇本ガイドラインの趣旨

建材ガラス物流は、多段階で複雑なサプライチェーン、および多様な物流環境に対応する必要があり、各物流領域において大きな負荷と費用が発生しています。また、物流2024年問題をはじめとするドライバー不足、労働時間規制の強化など、物流を取り巻く環境は大きく変化している背景から、従来の対応では課題の解決が困難となる場面が増加することが予想されます。

これらの課題に対応するため、本ガイドラインでは、効率的な物流の実現と適正な費用負担への理解を基盤に、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が連携し、各社が従来の商慣習を見直し、取引の適正化を目指すことを目的としています。また、建材ガラス業界が抱える物流課題に対し共通認識を深めるための共通指針として位置づけられており、各社が独自に判断する際の材料として活用されることを意図しています。

本ガイドラインはあくまで参考となるものであり、いかなる拘束力も有するものではなく、各社の自主性を妨げるものではありません。

◇建材ガラス物流における納品条件適正化に向けたガイドライン

1. 荷待ち・荷役作業にかかる時間の短縮・効率化

(1) 荷渡し条件の適正化・明確化

納品に関する「輸送業務＝トラック輸送」と「輸送以外の作業＝納品先での荷役作業」を明確に区分することを推奨します。車上渡しを基本としつつ、発荷事業者と着荷主事業者、または、その物流事業者の間で協議を行い、車上渡しや荷役作業の範囲を明確にすることが推奨されます。

トラック輸送と荷役作業が混同されることで、ドライバーに過剰な負担がかかり、物流の効率が低下しています。国土交通省および経済産業省のガイドラインでも、輸送業務と荷役作業の明確な区分が推奨されており、物流の適正化と労働環境の改善が重要視されています。

(2) 現場の納品環境整備

着荷主事業者においては、待機場所や作業スペースの確保、荷台昇降用治具の整備が必要です。これにより、ドライバーの安全性と作業効率が向上します。具体的な整備内容については、発荷事業者と着荷主事業者、または、その物流事業者の間で協議を行い、待機場所と作業スペースを明確にすることが推奨されます。

多くの現場では、待機場所や作業スペースが不足しており、ドライバーが路上での作業を余儀なくされるケースが見られます。これにより、安全性が損なわれ、作業効率が低下しています。適切な環

境整備を進めることは、物流業界全体の課題であり、着荷主事業者との協力が不可欠です。

(3) 荷待ち・荷役時間の短縮

荷待ち時間（待機時間）と荷役時間が過度に長時間にならないように発荷事業者と着荷主事業者、または、その物流事業者の間で協議を行い、短縮することが推奨されます。長時間におよぶ場合の対応や料金は発荷事業者となるメーカー各社とその物流事業者の独自基準に基づき判断されます。

荷待ち・荷役時間の長時間化は、全体の物流効率を低下させる要因となっています。物流 2024 年問題によりドライバー不足が進む中、時間管理の徹底と適正なコスト負担が、物流の安定化に寄与します。

2. 運行効率の向上

(1) 納品タイミングの指定方法

時刻指定納品から時間帯指定納品への移行を推奨します。これにより、ドライバーの拘束時間を短縮し、運行効率を向上させることが可能となります。具体的な対応については、発荷事業者と着荷主事業者、または、その物流事業者の間で協議を行い、時間帯指定の内容を明確にすることが推奨されます。

時刻指定納品は、ドライバーの拘束時間を長くする要因となり、運行効率を低下させます。フィジカルインターネット実現会議でも効率的な輸送スケジュールの導入が提案されており、時間帯指定への移行が物流効率に貢献します。

(2) 納品リードタイムの確保

標準リードタイムに沿った納期での発注を推奨します。短納期での対応を要望する場合、その対応可否や条件については、発荷事業者となるメーカー各社とその物流事業者の基準に基づき判断されます。

受注から納期までのリードタイムが短い場合、物流事業者に過度な負担がかかります。リードタイムを確保することは、物流の安定性を向上させ、ドライバー不足の解消にも寄与します。

(3) 納期の延期の対応

納期の延期により発生する保管期間や容器の占有期間の延長に伴う物流費用については、発荷事業者と着荷主事業者、または、物流事業者の間で協議を行い、その物流費用の内容を明確にすることが推奨されます。

納期の延期は、倉庫での保管面積の圧迫や容器の滞留につながり、物流効率を悪化させます。

(4) 運転手の安全確保

天候不順や天災時には、運転手の安全確保を最優先とし、無理な運送依頼は行わないことが推奨されます。

台風や大雪、地震などの天災時には、ドライバーの安全性が確保されない場合があります。国土交通省の指導でも、悪天候時の無理な運送依頼を避けることが求められています。

(5) 輸送効率向上の協力依頼

輸送効率向上のため、小ロット輸送への対応や納品時間帯の調整について協力を要請する場合は

あります。対応や料金は発荷事業者となるメーカー各社とその物流事業者の基準に基づき判断されます。

小ロット輸送の増加は、物流効率を悪化させる要因となります。輸送頻度や時間帯の調整を行い注文を纏めることで輸送効率が向上（大ロット化）し、物流の持続可能性が高まります。

（6）共同輸送・共同回収の促進

必要に応じて、製品共同輸送や容器共同回収を検討することがあります。参加の可否や実施方法については、発荷事業者となるメーカー各社とその物流事業者の基準に基づき判断されます。

共同輸送や共同回収は、物流効率の向上に寄与しますが、参加は各社の自主性に基づいて行う必要があります。業界全体での協力を促しつつ、柔軟な対応を進めます。

3. 対価の適正化

（1）輸送と荷役の分離

輸送業務と荷役作業を明確に分離し、対価の適正化を図ります。荷役作業に伴う料金については、発荷主事業者と着荷主事業者間で協議し、支払責任を明確化することが推奨されています。

輸送業務と荷役作業の境界が曖昧な場合、物流事業者が適正な対価を得られないことがあります。この問題を解決するためには、業務の分離と対価の明確化が必要です。

4. 容器回転率の向上

（1）容器使用の適正化

容器はメーカー各社の資産であり、各社の製品輸送と一時保管以外での使用は認められておりません。その他の梱包資材（木箱、鉄バンドなど）は産業廃棄物処理法に基づき回収対象外とします。

容器の使用状況が適正でない場合、容器の回転率が低下し、物流効率を悪化させます。また、容器の不正利用は、業界全体の課題であり、適正な管理が求められます。

（2）容器適正使用の啓蒙活動

容器の適正使用を促進するため、ポスター掲示やステッカー貼付けなどの啓蒙活動を実施します。不正利用が確認された場合は、状況に応じて適切な対応を行います。

容器の不正利用防止と適正使用を促進するためには、関係者全体の意識向上が必要です。適正使用を徹底することで、物流効率の向上に寄与します。

（3）容器回転率向上の推奨

容器の速やかな返却を推奨しています。問題が発生した場合には、各メーカーへの連絡をお願い致します。

容器の長期滞留は物流効率を悪化させる要因となります。容器の速やかな返却は、物流の安定性を維持するために重要です。

5. ガイドラインの適用、改正等について

(1) 適用

本ガイドラインは、当協会各社の参考指針として策定されたものですが、板硝子流通に関わる各団体にも同様に理解を求めています。

(2) 改正

本ガイドラインは、運用状況を踏まえて必要に応じて改訂されます。物流環境の変化に応じた柔軟な対応が可能となるよう、継続的な見直しを行います。

以上